

反 論 書

2017年3月30日

大阪府教育委員会様

審査請求人
松 岡 勲

審査請求人は大阪府教育委員会（以下、処分庁）の2017年2月27日付けの教職人第4283号による弁明書について次の通り反論する。

第1 本反論書の趣旨

「審査請求に係る処分庁の処分は不当であり、当該情報の全面公開が妥当」との裁決を求める。

第2 本件請求及び部分公開決定の経過

処分庁の弁明通り、審査請求人は2016年11月11日付けで教科書採択不正に関する行政文書の開示請求を行った（以下、本件請求という）。請求内容は次の通りであった。

- 1) 文部科学省の教科書採択に係る調査通知文及び関連文書一式、上記に関する府の報告文書及び関連文書一式
- 2) 教科書採択の不正問題の処分及び行政措置に係る文書及び関連文書一式（府立学校及び府下市町村立学校関係）

これに対し、処分庁は2016年11月24日、11月25日付けでそのうちの一部の部分公開決定をなし、2016年11月25日付けでその他の部分は決定期間延期通知をなした。最終的には2016年12月7日付けで部分公開（以下、本件処分という）とし、審査請求人に通知した。

その後、審査請求人は本件部分公開処分につき処分庁に対し、2017年1月23日付けで「本件部分公開決定を取り消し、『全部公開』とすることを求める。」との審査請求書を提出した。それに対して、2017年2月27日付けの処分庁の「弁明書」が送付されてきた。

審査請求の理由

- ①審査請求人は、大阪府における小中学校の教科用図書採択について、処分庁が文部科学省に報告した教科書採択に係る調査及び府の報告文書等、それに関する処分及び行政措置に係る文書等の開示請求を行った。
- ②処分庁は、本文書については「個人が他人に知られたくない情報」を理由に、被処分者（懲戒および行政措置）の氏名等を非公開とする、部分公開処分とした。
- ③教科書採択に係る不正行為については、文部科学省が教科書出版社に対し不正行為について直接調査を実施している。
- ④あわせて、文部科学省は、各都道府県教育委員会に対しても教科書会社からの報告に基づいた不正行為に関する調査を実施した。
- ⑤本件開示請求文書は、上記調査に関わる文書であり、不正行為の内容や関係者が記

載されており、教科書という学校教育上不可欠である物品を採択するという公益上重要な事項を決定する権限行使における不正行為を明らかとする文書といえる。

⑥とりわけ、教科書採択の決裁権を有する教育長が職責上関連強い教科書採択に関する非行行為にかかわっているにも拘わらず市町村名および氏名が非公開とされるのは、コンプライアンスの趣旨からも許されるべきではない。

⑦よって、本件事案の重要性に鑑み、原処分を取り消し、「全部公開」を求める。

第3 本件請求の条例適合性

大阪府情報公開条例（以下、条例という。）は、その第1条において、「この条例は、行政文書及び法人文書の公開を求める権利を明らかにし、行政文書及び法人文書の公開に関し必要な事項を定めるとともに、総合的な情報の公開の推進に関する施策に関し基本的な事項を定めることにより、府民の府政への参加をより一層推進し、府政の公正な運営を確保し、府民の生活の保護及び利便の増進を図るとともに、個人の尊厳を確保し、もって府民の府政への信頼を深め、府民の福祉の増進に寄与することを目的とする。」と謳っている。条例はこの「精神」の下に、府民の知る権利を保障し、行政文書の公開を求める権利を明らかにしている。

本件請求は教科書採択不正に関する行政文書の公開である。処分庁が開示しないと決定した部分は、調査等の対象となった者の氏名及びこれを特定し得る次の事項、「ア 所属学校名、イ 事件発生及び経過に係る月日、ウ 現職位、エ 採択に関与する具体的立場」であった。本件処分は公開請求文書を条例第9条第1号に関し、「当該個人の特定に繋がりが得る情報」「個人のプライバシーに関する情報」であるとの理由で、プライバシー条項を拡大解釈して、府民の知る権利を制限、侵害するものである。よって、審査請求人は本条例の趣旨に則り本件請求を行ったものであり、処分庁は条例第3条「実施期間の責務」に基づき、「原則公開」をなさなければならない。

第4 本件部分公開決定の違法性・不当性

1 深刻な教科書採択不正の実態

処分庁の「教科書発行者による自己点検・検証結果の報告」によると、処分庁が集約した教職員の教科書採択時の不適正行為一覧（2016年3月18日）から判明したことは、調査対象者440人で、採択に関与する立場にあった者が130人、金品の受領者等が267人、飲食の提供を受けた者が94人、交通費・宿泊費の受取った者が56人であった。教科書会社は明らかに採択に関与する立場にある者（具体的には調査員と選定委員）を狙った、贈収賄事件と言える。公開された文書による教科書採択不正の実態と大阪府下の処分の実態については、「教科書採択不正問題の情報公開（大阪府）」＜資料1＞を参照されたい。

この深刻な事態を受けて文部科学省は2016年6月20日付けで「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行規則の一部改正する省令等の公布、施行について（通知）」を発出し、「教科書採択に関し、教科書発行者とその他の教科書採択に直接の利害関係を有する者の不正な行為があったと認められる場合に、同一の教科書を採択しな

ければならない期間の途中であっても、採択権者の判断により、採択している教科書とは異なる教科書を採択する、いわゆる採択替えを行うことができること」とした。それは今回の不正行為がいかに深刻な問題であったかを示すものである。

2 「非違行為」としての地方公務員法違反

今回の教科書採択不正問題に係る懲戒処分は次の地方公務員法違反規定によっている。

＜地方公務員法第38条1項＞

第三十八条 職員は、任命権者の許可を受けなければ、商業、工業又は金融業その他営利を目的とする私企業（以下この項及び次条第一項において「営利企業」という。）を営むことを目的とする会社その他の団体の役員その他人事委員会規則（人事委員会を置かない地方公共団体においては、地方公共団体の規則）で定める地位を兼ね、若しくは自ら営利企業を営み、又は報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事してはならない。

＜地方公務員法第29条第1項及び第3項＞

第二十九条 職員が次の各号の一に該当する場合においては、これに対し懲戒処分として戒告、減給、停職又は免職の処分をすることができる。

一 この法律若しくは第五十七条に規定する特例を定めた法律又はこれに基く条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程に違反した場合

二 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合

三 全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合

3 職員が、第二十八条の四第一項又は第二十八条の五第一項の規定により採用された場合において、定年退職者等となつた日までの引き続く職員としての在職期間（要請に応じた退職前の在職期間を含む。）又はこれらの規定によりかつて採用されて職員として在職していた期間中に第一項各号の一に該当したときは、これに対し同項に規定する懲戒処分を行うことができる。

前者は、今回の教科書採択不正が採択に関与できる立場に基づく「営利」を目的とする収賄事件であることを意味し、後者は、懲戒処分の根拠を示したものであり、公務員が「全体の奉仕者たるにふさわしくない非行」を犯したことにより懲戒処分がなされる。本件請求は、教科書という学校教育上不可欠である物品を採択するという公益上重要な事項を決定する権限行使における不正行為であり、プライバシー保護を理由としたこの件に関する非公開は許されず、最低限懲戒処分者に関する個人名の公開はなされなければならない。

3 弁明書4(2)について

1) 処分庁は、「教科書発行者からの文部科学省への報告が、公表を前提としていない」と弁明しているが、文部科学省からの非公表とすべき具体的根拠が明示されていない。

2) 国の情報公開法、本条例の公開原則という法令の趣旨に従えば、文部科学省を口実とした非公開は不当である。

3) 処分庁は、「事実関係が不正確」と主張しているが、「不正確」であるが故に文部科学省が調査を依頼しているのである。

4) 処分庁は、当該文書の内容についての調査を実施しており、万一「誤り」があったのであれば、少なくとも「誤り」の部分のみ非公開とすべき（申立人の本旨ではないが）であり、「不正確」を理由として「一律非公開」の判断は、処分庁の主張からみても誤っている。

5) 処分庁は、公開により「回復困難な損害、予測不能な損害の恐れがある」という行政が常に用いる常套句を用いて「非公開」の根拠としている。

6) 本条例でいう適用除外要件での「恐れ」については、処分庁による濫用を抑止する趣旨で、当該「恐れ」の具体的内容の説明と発生する蓋然性の立証を処分庁に課している「勧告」や「判例」があまた存在する世相を、本件処分庁は「不知」というのであろうか。

7) 処分庁が「不知」でないというのであれば、処分庁が想定する「恐れ」に関する具体的内容や「恐れ」が生起する蓋然性を提示していない以上、「恐れ」を理由とする処分庁の弁明は、不毛である。

8) よって、「本件非公開部分」は、弁明書2で述べられている通り「個人識別情報」のうち、「一般に他人に知られたくないことが正当と認められるもの」に該当せず、公開することが出来る情報例として列举されている範疇であり、公開されるべきである。

4 弁明書4(3)について

1) 処分庁は、公開することは「当該個人にとっては、過去の不名誉な経歴が周囲に知られることになる」と弁明している。

2) グーグルにおけるいわゆる「忘れられる権利」訴訟に関する最高裁判決では、「後日誤認逮捕であったとする逮捕記事においても、逮捕事実は誤りではなかった」として、記事削除を求めた原告敗訴の判決を出している。

3) つまり誤認により逮捕されるという当人にとって不名誉な情報であっても、逮捕が「事実」である以上、非公開は認められないとして、原告の訴えを退けている。

4) 勿論、警察に逮捕されるという事は、本件処分庁が主張する「そのことによって処分等による法的な不利益以上の何らかの事実上の不利益を被る結果となることは容易に推測できる」。現下の社会情勢を踏まえた最高裁判決に鑑みれば、弁明書4(3)の主張は、非公開の根拠にはならない。

5 弁明書4(4)について

1) 処分庁は、「教育長」も条例第9条第1号に該当する旨を主張しているが、前述した通り、審査請求人は、本件非公開事項の全てが条例第9条第1号に当たらないと考えており、いわんや「教育長」においては、なおさら条例9条第1号規定を適応できないと考える。

2) さらに、処分庁は、「教育長」は条例第11条第2号に該当しない旨、弁明している。

3) 教科書採択において「教育長」は、採用すべき教科書についての調査研究を実施し、調査結果をもって「教育委員会会議」に教科用図書に関する調査結果を報告し、あわせて採択すべき候補を提案する権能を有している。

4) 上記記した「教育長」の権能に鑑みれば、教科書採択における「教育長」の意思や政治判断が重大な影響力を及ぼすことは、火を見るよりも明らかである。

5) あるいは、「教育長」から指揮命令が直接発動されていなくても、日常における「教育長」の意向や言動を付度した調査結果や教科用図書選定が作られる恐れが、一般世情の常識からみると充分にある。

6) 申立人は、当該情報を公開することは、「今後の教育行政における非行の抑止、予防につながり、公益上不可欠なものである」と、処分庁とは真逆の考えを持っている。

7) 特別職である「教育長」を教育行政の一般教職員と同等に扱う事は、社会通念上で不

当であると言わざるを得ない。職務権限が上位になるほど、より強い倫理性や公平性が求められる教育行政の側面から判断しても、「教育長」は公開されてしかるべきと考える。

8) よって、少なくとも教育行政における職務権限や教育委員会における立ち位置を考えれば、「教育長」を条例第11条第2号を根拠として非公開してはならない。

6 プライバシーの新しい定義について

最高裁判決「令状なしGPS捜査は違法・プライバシーを侵害」

1) 最高裁は、本年3月15日に「GPS捜査は、公権力における私的領域への侵入にあたる」「令状なしのGPS捜査は、憲法35条を侵害する」とする判決をした。

2) この判決において最高裁は、「私的領域に侵入することはプライバシーの侵害に当たる」という、プライバシーに対する新しい考えを定義した。

3) 今回の最高裁判決により、情報公開法や関連条例におけるプライバシーとは「個人識別情報」であり、個人情報保護の観点から「個人識別情報」は一律非公開という、従来のプライバシーの基準を見直さざるを得なくなった。

4) つまり、公務員の公務に関連した事項における情報については、プライバシー保護の対象とならないという新たなプライバシー情報保護の定義を考えねばならない。

5) 本件非公開処分は、公的職務を司る公人としての行動に起因しており、「私的領域」として保護されるべきプライバシーの範疇に該当しないと判断すべきである。

6) よって、実施機関が主張するプライバシー情報だから非公開という弁明は却下すべきである。

7 その他の事項

1) 処分庁が公開しないこと決定した部分として、「ア 事件発生及び経過に係る月日」を上げるが、請求人が先に公開請求し、公開された高槻市の同様の案件においては、「事件発生及び経過に係る月日」は公開されている。同様に判断すれば、処分庁がこの事項を非公開とする根拠はない。公開された高槻市における教科書採択不正と処分の実態については、「教科書採択不正問題の情報公開（高槻市）」＜資料2＞を参照されたい。

2) 処分庁が公開しないと決定した部分として、「イ .採択に係る具体的立場」を上げるが、被処分者は教科書採択の公正さを破り、採択に関与できるという立場に基づく収賄事件を起こしたのであるから、今後、教科書採択における同様事案の再発を抑止する上からも、この事項は全面公開しなければならない。

3) 校長の職務内容は、校務をつかさどり、教員・事務職員・技術職員などの所属職員を監督する職である。（学校教育法第37条第4項）その校長が採択にあたり、地位を利用して金品を授受することは許されない。なかでも高槻市の校長の不正事例が大阪府下で最悪である（高槻市、校長且つ調査員、現金5万円他、減給10分の一、2015年12月18日）。校長の職責を考えると、少なくとも校長名は公開するべきである。

第5 結論

以上の通り、本件処分は条例の趣旨に反し、処分庁の弁明は根拠のないものであるので、本件請求は「全部公開」されるべきである。

<参考資料>

- 1)「教科書採択不正問題の情報公開（大阪府）」
- 2)「教科書採択不正問題の情報公開（高槻市）」